

東京大学学部通則（案）

第1章 総則

（学部、学科、課程及び収容定員）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第85条の規定及び東京大学基本組織規則に基づき設置される本学の学部は、次のとおりである。

法学部

医学部

工学部

文学部

理学部

農学部

経済学部

教養学部

教育学部

薬学部

価値創造学部

2 学科又は課程及びその収容定員は、別表に掲げるとおりとする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部規則に定めるものとする。

（前期課程、後期課程及び一貫課程）

第1条の3 本学に前期課程及び後期課程を設け、前期課程は教養学部において、後期課程は各学部（価値創造学部を除く。）において教育を行う。

2 本学に前期課程、後期課程の別を設けない課程（以下、「一貫課程」という。）を設け、一貫課程は価値創造学部において教育を行う。

（修業年限）

第2条 修業年限は、前期課程2年、後期課程2年の計4年とする。ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の修業年限は4年とし、計6年とする。一貫課程の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学部長は、別に定めるところにより、学生が障害により前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、前期課程及び後期課程並びに一貫課程のそれぞれにおいて、その計画的な履修を認めることができる。ただし、その期間は、次条第1項に定める各課程における在学年限を超えることができない。

（在学年限）

第3条 在学年限は、前期課程及び後期課程各4年とし、一貫課程は7年とする。ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の在学年限は、8年と

する。

2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。

3 第1項の規定にかかわらず、価値創造学部においては、同一年次において在学することのできる年限を別に定める。

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1学年を、4学期に分ける。

3 前項の4学期のうち2つの学期の開始月は、それぞれ4月及び10月とし、各学期の開始日及び終了日は別に定める。

4 前項の規定にかかわらず、総長が別に定めるところにより、10月を開始月とする学期について、9月を開始月とすることができる。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 東京大学記念日 4月12日

(5) 別に定める春季、夏季、冬季の各休業日

2 前項に定めるもののほか、臨時的休業日は、そのつど定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、各学部において教育上必要があると認める場合には、第1項第2号、第3号及び第5号に定める休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学

(入学時期)

第6条 入学の時期は、学年の初めから30日以内とする。ただし、再入学については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、総長が適当であると認めるときは、学期の初めにも入学させることができる。

(入学資格)

第7条 前期課程及び一貫課程に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規則（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 本学の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者で、18歳に達したもの
（入学試験）

第8条 前期課程及び一貫課程に入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験については、別に定める。

（再入学）

第9条 本学を退学した者、第24条若しくは第25条の規定により退学を命ぜられた者又は第49条第7項の規定により学生の身分を失った者が、再び同一学部に入學を志願したときは、選考のうえ、再入学を認めることができる。

（後期課程への入学、転学部、転学科及び転課程）

第10条 次の各号の1に該当する者は、各学部規則に特別の定めがある場合に限り、選考のうえ、後期課程への入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を認めることができる。

- (1) 本学の学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科若しくは課程に入學を志願するもの
- (2) 修業年限4年以上の他の大学の学部を卒業した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (3) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (4) 本学後期課程の学生で、転学部、転学科又は転課程を志願するもの
- (5) 修業年限4年以上の他の大学に2年以上在学し、所定の課程を履修した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (6) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (8) 外国において、第2号又は第5号に相当する課程を修了した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの

- (9) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は当該課程に 2 年以上在学し、所定の課程を履修した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (10) 外国の短期大学を卒業した者及び我が国において外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (11) 個別の入学資格審査をもって、修業年限 4 年以上の大学の学部を卒業した者と同等以上の学力があると学部において認めた者で、22 歳に達した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- (12) 個別の入学資格審査をもって、修業年限 4 年以上の大学に 2 年以上在学し、所定の課程を履修した者と同等以上の学力があると学部において認めた者で、20 歳に達した者で、本学の後期課程への入学を志願するもの
- 2 前項第 4 号又は第 5 号の規定により転学部又は後期課程への入学を志願するときは、その在学する学部の学部長又は大学の学長の許可証を、願書に添えて提出しなければならない。

（既に修得した授業科目の取扱い等）

第 11 条 前 2 条の規定により再入学若しくは後期課程への入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を認められた者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学期間及び在学年限については、各学部の定めるところによる。

（入学願書の提出）

第 12 条 前期課程及び一貫課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書を提出しなければならない。

2 再入学若しくは後期課程への入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を志願する者は、各学部の指定する期日までに、願書を当該学部提出しなければならない。

（健康診断）

第 13 条 入学又は再入学を志願する者に対しては、その許可前に、健康診断を行う。

（入学手続）

第 14 条 入学を認められた者は、所定の期日までに、所定の学籍票を当該学部提出しなければならない。

2 再入学又は転学部若しくは転学科若しくは転課程を認められた者は、その日から 10 日以内に、所定の学籍票を当該学部提出しなければならない。

第 3 章 留学

（留学）

第 14 条の 2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく外国の大学において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することができる。

2 前項の規定により外国の大学において修学する期間は、おおむね1年を限度とするものとする。

(単位の認定)

第14条の3 学部長は、学生が留学の期間において修得した授業科目及び単位数については、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位、一貫課程においては14単位を超えない範囲で、本学における相当する授業科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。

(申請手続)

第14条の4 留学の許可及び単位の認定を受けようとする者は、所定の申請書を学部長に提出しなければならない。

2 留学許可及び単位認定等の申請手続については、各学部の定めるところによる。

(休学期間中に外国の大学において取得した単位の取扱い)

第14条の5 第14条の2の規定にかかわらず、学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位、一貫課程においては14単位を超えないものとする。

3 前2項の規定による単位認定等の申請手続については、前条の規定を準用する。

第4章 教育課程、履修方法、授業の方法及び学習の評価

(教育課程及び履修方法)

第15条 教育課程及び履修方法については、各学部規則の定めるところによる。

2 前項に定める教育課程のほか、後期課程に複数の学部の学生を対象とした共通の授業科目（以下「全学部共通授業科目」という。）を置く。

3 全学部共通授業科目の区分は、次のとおりとする。

全学部共通授業科目群

グローバル教養科目群

4 全学部共通授業科目は、各学部の定めるところにより、卒業に必要な単位とすることができる。

5 全学部共通授業科目に関しては、第15条の2及び第17条の規定にかかわらず、別に定める。

(授業の方法)

第15条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部長は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合に

についても、同様とする。

(履修科目の登録単位数の上限)

第15条の3 前期課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、教養学部長は、学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

2 後期課程及び一貫課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学部長は、教育上必要があると認める場合には、学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

3 学部長は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前2項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位数の計算)

第15条の4 第15条の規定により、各学部規則に規定する教育課程のうち、各授業科目の単位数を定めるに当たっては、第15条の2に規定する授業の方法に応じ、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

(特別聴講)

第15条の5 学生が、国内の他の大学の教育課程において授業科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、聴講させること（以下「特別聴講」という。）ができる。

2 前項に規定する特別聴講により履修し修得した単位については、第14条の3及び第14条の5第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位、一貫課程においては14単位を超えない範囲で、これを本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 第1項の特別聴講の許可及び前項の単位認定に関する申請手続きは、第1項の大学と本学との協定に定めるもののほか、各学部の定めるところによる。

(単位の授与)

第16条 所定の授業科目を履修し、試験その他の方法による学修成果の評価により合格した者に対しては、所定の単位を与える。

(外国の大学が行う通信教育において取得した単位の取扱い)

第16条の2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国で履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3、第14条の5第1項及び第15条の5第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位、一貫課程においては14単位を超えないものとする。

3 前2項の規定による単位認定等の申請手続については、第14条の4の規定を準用する。

(学習の評価)

第17条 学習の評価については、各学部規則の定めるところによる。

第5章 教職課程

(教職課程)

第18条 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

2 教職課程については、別に定める。

第6章 休学及び復学

(休学)

第19条 学生が病気のため引き続き2月以上修学することができないときは、学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項に定めるもののほか、教育研究評議会の定める事由に該当する場合には、学部長は、休学を許可することができる。

3 前2項に定めるもののほか、特別の理由があると認めたときは、総長は、学部長の申請により、教育研究評議会の議を経て、休学を許可することができる。

4 学生が病気のため修学することが適当でないと認めたときは、学部長は、教育研究評議会の定める基準に従い、休学を命ずることができる。

(初年次特別休学)

第19条の2 前期課程への入学(再入学を除く。)の初年次に学生が長期にわたる体験活動を行うときは、教養学部長は、教育研究評議会の定めるところにより、特別に休学を許可することができる。

(休学期間)

第20条 休学期間は、前期課程及び後期課程を通じて、並びに一貫課程において、それぞれ4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の学生の休学期間は、6年を超えることができない。

2 後期課程への入学を認められた者の休学期間については、各学部の定めるところによる。

3 前条の規定による休学期間は、1年を限度とし、第1項の休学期間には算入しない。

4 前項に定めるもののほか、教育研究評議会の定める事由に該当すると学部長が認める場合には、教育研究評議会の定める期間は、休学期間に算入しないことができる。

第21条 休学した期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間内に、その理由がなくなったときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第7章 退学及び除籍

(願出による退学)

第23条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出して、学部長に願い出なければならない。

(退学命令)

第24条 学生が次の各号の1に該当するときは、学部長は、総長の認可を得て、退学を命ずることができる。

- (1) 長期にわたり欠席し、又は成業の見込みがないと認められたとき。
- (2) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかったとき。
- (3) 行方不明の届出のあったとき。

(除籍)

第24条の2 東京大学学位規則第17条の規定により学位の授与を取り消された者は、除籍とする。なお、既に納めた検定料、入学料、授業料その他については、いかなるものも返還しない。

第8章 懲戒

(懲戒)

第25条 学生が法令若しくは本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学部長は、総長の命により、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の方針については、教育研究評議会の議を経なければならない。
- 3 第1項の懲戒については、教育研究評議会に置かれる学生懲戒委員会の議を経なければならない。
- 4 懲戒は、退学又は停学の処分とする。

第9章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第26条 第2条に規定する年限以上在学し、各学部規則の定める授業科目及び単位数を修得した者を卒業者とする。

- 2 前項の各学部規則に定める単位数のうち、第15条の2第2項に基づいて履修した授業により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(早期卒業)

第26条の2 前条の規定にかかわらず、特に優れた成績で各学部規則の定める授業科目及び単位数を修得した者については、各学部規則の定めるところにより、特例として後期課程において1年以上在学した者を卒業者とすることができる。

(学位の授与)

第27条 卒業者には、学士の学位を授与する。

- 2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

第10章 研究生

(研究生)

第28条 学部において、特殊事項に関する研究をしようとする者で、次の各号の1に該当するものは、学部において支障がないと認めたときに限り、研究生として入学を許可することができる。

- (1) 当該学部に入学者の資格のある者

(2) その他当該学部において適当と認めた者

(入学手続)

第29条 研究生として研究しようとする者は、願書に研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長に願い出なければならない。

2 学部長は、教授会の議を経て、研究生として入学を許可する。

(指導教員)

第30条 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(入学時期)

第31条 研究生の入学時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(研究期間)

第32条 研究生の研究期間は1年とする。

2 研究生が研究期間の延長を願い出たときは、学部長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(講義又は実験への出席)

第33条 学部長は、指導教員が必要と認める場合には、学部の講義又は実験に出席を許可することができる。

(他の業務への従事)

第34条 研究生が他の業務に従事しようとするときは、学部長の許可を受けなければならない。

(研究証明書の交付)

第35条 研究生が相当の成績をあげてその証明を願い出たときは、学部長は、研究証明書を交付することができる。

(願出による退学)

第36条 研究生が退学しようとするときは、学部長に願い出なければならない。

(退学命令)

第37条 研究生として適当でないと認めた者に対しては、学部長は、退学を命ずることができる。

第11章 聴講生、科目等履修生及び特別聴講学生

(聴講生)

第38条 学部長は、学部の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学生の修学に妨げがないときに限り、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講は、学期又は学年ごとに許可する。

(聴講生の資格)

第39条 聴講生は、各学部の定める資格を有する者でなければならない。

(聴講手続)

第40条 前2条に定めるもののほか、聴講生の聴講手続については、各学部の定めるところによる。

(試験)

第41条 聴講生に対しては、聴講した科目の試験を行わない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(聴講許可の取消)

第42条 聴講生が本学の規則に違反したときは、学部長は、聴講の許可を取り消すことができる。

(科目等履修生)

第42条の2 学部長は、本学大学院学生で、学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、学部長は、各学部の定めるところにより、学部の授業科目を履修しようとする者があるときは、学生の修学に妨げがないときに限り、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

3 当該授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

4 科目等履修生が本学の規則に違反したときは、学部長は、履修の許可を取り消すことができる。

(特別聴講学生)

第42条の3 学部長は、国内の他の大学の学生が、本学の学部において授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定は、外国の大学の学生が、本学の学部において授業科目を履修し、単位を取得しようとする場合に準用する。

3 特別聴講学生として学部の授業科目を履修し、試験その他の方法による学修成果の評価により合格した者には、所定の単位を与える。

4 前3項に定めるもののほか、特別聴講学生の履修手続及び単位の授与については、各学部の定めるところによる。

5 特別聴講学生として適当でないと認めた者に対しては、学部長は、退学を命ずることができる。

6 全学的な学生交流に関する覚書に基づき受け入れる外国の大学の学生で、学部の授業科目を履修しようとする者については、別に定めるところにより、総長の指名する学部長以外の者が特別聴講学生として入学を許可し、及び退学を命ずることがある。

第12章 外国人学生に関する特例

(外国人学生)

第43条 外国人で、学生、研究生、聴講生又は科目等履修生として入学、聴講又は履修を許可された者を外国人学生という。

2 外国人学生は、定員外とすることができる。

(選考による入学)

第44条 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものは、選考のうえ、学生として前期課程又は一貫課程に入学

を許可することができる。

(後期課程への入学)

第45条 外国において、第10条第1項第2号又は第5号に相当する課程を修めた者は、選考のうえ、本学の後期課程に入学を許可することができる。

(選考)

第46条 前2条の規定により入学を志願する者に対しては、履歴、人物、健康等について選考するほか、修学に必要な日本語及び学力について筆記、口述その他適当な方法による選考を行う。ただし、別段の定めをした場合は、日本語についての選考を行わないことができる。

第13章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付等)

第47条 入学又は再入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納めなければならない。

2 研究生、聴講生又は科目等履修生として入学、聴講又は履修を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納めなければならない。

3 特別聴講学生に係る検定料は、徴収しない。

4 検定料は、別に定めるところにより、免除することができる。

第48条 削除

(入学料の納付等)

第49条 入学を認められた者は、所定の期日までに、入学料を納めなければならない。

2 再入学を認められた者は、入学を認められた日から10日以内に、入学料を納めなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の1に該当する場合には、指定の期日までに、入学料を納めなければならない。

(1) 入学料の免除が不許可となり、又はその一部について免除が許可された場合

(2) 徴収猶予が不許可となった場合

(3) 徴収猶予が許可された場合

4 研究生、聴講生又は科目等履修生として入学、聴講又は履修を認められた者は、指定の期日までに、入学料を納めなければならない。

5 特別聴講学生に係る入学料は、徴収しない。

6 第1項、第2項又は第4項の所定の期日までに入学料を納付しない者に対しては、入学、再入学、聴講又は履修を許可しない。

7 第3項に規定する期日までに入学料を納付しない者は、その期日を経過したときに、学生の身分を失う。

(入学料の免除)

第49条の2 次の各号の1に該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学を認められた者（研究生、聴講生又は科目等履修生として入学を認められた者を

除く。以下同じ。)が経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

(2) 入学前1年以内において、入学を認められた者又はその者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難であると認められるとき。

(3) 前2号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。

(4) 前条第7項の規定により学生の身分を失ったとき。

(5) 前条第3項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が猶予の期間内に死亡したとき。

(入学料の徴収猶予)

第49条の3 次の各号の1に該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 入学を認められた者が経済的理由により入学料の納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

(2) 入学前1年以内において、入学を認められた者又は学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付期限までに納付が困難であると認められるとき。

(3) 前2号に準ずる場合であって総長が相当と認める事由があるとき。

2 入学料の徴収猶予の期限は、4月入学者にあっては8月末日、9月及び10月入学者にあっては翌年2月末日までとする。

(入学料の免除及び徴収猶予手続等)

第49条の4 第49条の2第1号から第3号まで及び第49条の3第1項による入学料の免除及び徴収猶予の許可を受けようとする者は、総長に申請しなければならない。

2 前項の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の返還)

第49条の5 既に納めた入学料は、返還しない。ただし、入学月から独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年3月31日文科省令第23号)第23条の4に規定する給付奨学生(以下「日本学生支援機構給付奨学生」という。)に採用された者が、既に入学料を納付している場合は、入学料免除相当額を返還する。

(授業料の納付)

第50条 授業料は、年度を前期(4月1日から9月30日まで)及び後期(10月1日から翌年3月31日まで)に分けて、5月及び11月に、それぞれ年額の2分の1を納めなければならない。ただし、9月入学者に係る授業料の納付については、別に定める。

2 研究生の授業料は、前期及び後期ごとの指定の期日までに、それぞれ月額6ヵ月分を納めなければならない。ただし、前期又は後期に在学する期間の月数が6月未満であるときは、月額にその在学する期間の月数を乗じて得た額とする。

3 聴講生の授業料は、聴講しようとする科目の単位数に応じて、学期の初めに納めなければならない。

4 科目等履修生の授業料は、履修しようとする科目の単位数に応じて、学期の初めに納めなければならない。

5 特別聴講学生の授業料は、履修しようとする科目の単位数に応じて、学期の初めに納めなければならない。

(授業料の返還)

第50条の2 既に納めた授業料は、返還しない。ただし、第55条第1項第6号及び第3項の規定により授業料を免除された者が、既に授業料を納付している場合は、当該授業料免除相当額を返還する。

2 前項ただし書に定めるもののほか、前条第2項により授業料を納付した者が、次の各号の1に該当する場合には、納付した者の申し出により、前期又は後期に係る授業料相当額を返還する。

(1) 前期又は後期の開始日の前日までに退学したとき。

(2) 入学が許可された学期の開始日の前日までに、入学を辞退したとき。

(復学者等の授業料)

第51条 前期又は後期中途において、復学又は再入学をした者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学又は再入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学又は再入学した月に徴収する。

(学年中途の卒業者の授業料)

第52条 学年の途中で卒業する見込みの者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、5月（4月卒業見込みの者については、4月）に徴収する。ただし、卒業する月が10月以降であるときは、後期に属する月分は11月（10月卒業見込みの者については、10月）に徴収する。

(退学者及び停学者の授業料)

第53条 前期又は後期中途で退学し、又は第24条若しくは第25条の規定により退学を命ぜられた者の当該期分の授業料は、これを徴収する。

2 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、これを徴収する。

(休学者の授業料)

第54条 休学し、又は休学を命ぜられた者の休学期間中の授業料は、これを免除する。

(授業料の免除)

第55条 次の各号の1に該当する場合には、授業料を免除することができる。

(1) 学生が経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

(2) 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められるとき。

(3) 学生が第24条第2号により退学を命ぜられたとき。

(4) 学生が死亡した場合又は第24条第3号により退学を命ぜられた場合で、未納の授業料があるとき。

(5) 第49条第7項の規定により学生の身分を失った場合で、未納の授業料があるとき。

(6) 学資負担者の死亡等による家計の急変により、新たに日本学生支援機構給付奨学生に採用されたとき。

2 授業料の徴収猶予を許可している学生に対して、願出による退学を許可したときは、退学後の授業料を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、総長が緊急かつ相当の事由があると認めたときは、教育研究評議会の議を経て、授業料を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第56条 次の各号の1に該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 授業料の免除又は徴収猶予のいずれか又はその両方を申請したとき。

(2) 学生が経済的理由により授業料の納付が困難であるとき又は前条第1項第2号に該当するとき。

(3) 学生が行方不明のとき。

(4) その他やむを得ない事情があると認められるとき

2 徴収猶予は、延納又は月割分納とする。

3 延納の期限は、次の各号に定める期間とする。

(1) 第1項第1号に該当するときは、許可又は不許可が決定されるまでの期間。

(2) 第1項第2号から第4号までに該当するときは、前期にあっては8月末日、後期にあっては2月末日まで。

4 月割分納の額は、年額の12分の1に相当する額とし、各月ごとに徴収する。

(授業料の免除及び徴収猶予手続)

第57条 第55条第1項第1号、第2号、前条第1項第2号及び第4号による授業料の免除及び徴収猶予の許可を受けようとする者は、総長に申請しなければならない。

2 前項の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料免除等の取消)

第58条 授業料の免除又は徴収猶予の理由が消滅したときは、これを取り消すものとする。

2 前項の規定により授業料の免除を取り消された者から徴収する授業料の額等については、第51条の規定を準用する。

3 第1項の規定により授業料の徴収猶予を取り消された者は、当該期分までの授業料を、取消があった月に納めなければならない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第58条の2 第47条第1項の検定料、第49条第1項及び同条第2項の入学料、第50条第1項の授業料の額は、別に定める。

2 第47条第2項の検定料、第49条第4項の入学料、第50条第2項から第4項の授業料の額は、別に定める。

3 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とする。

(検定料、入学料及び授業料の不徴収)

第58条の3 外国の大学と本学との間の協定において、検定料、入学料及び授業料（以下この項において「授業料等」という。）を相互に不徴収とすることを定めている場合は、これに基づいて受け入れる者に係る授業料等は、徴収しない。

- 2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。
- 3 第42条の2第1項に定める科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 4 特別聴講学生に係る授業料は、当該学生が国立大学の学部学生であるときは、徴収しない。

第14章 奨学寄附金

（貸費及び給費の方法）

第59条 奨学寄附金による学生の貸費及び給費については、寄附者が別段の定めをしない限り、次条以下の規定による。

（交付方法）

第60条 貸費又は給費は、1年以内の期間を定めて、毎月、貸与し、又は給与する。

（奨学生の選定）

第61条 貸費又は給費を受ける学生は、学部長が選定する。

（貸費及び給費の手続）

第62条 貸費又は給費の手続は、別に定める。

（貸費及び給費の停止）

第63条 貸費又は給費を受けている者が休学し、又は停学処分を受けたときは、これを交付しない。

（奨学金の返還方法）

第64条 奨学金の返還方法は、別に定める。

第15章 学寮

（学寮）

第65条 学寮は、総長の監督に属する。

2 学寮の管理、運営その他必要な事項は、別に定める。

（寄宿料）

第66条 寄宿料の額は、別に定める。

2 寄宿料は、入寮した月から退寮する月まで、毎月、その月の分を徴収する。

（寄宿料の免除）

第67条 学生が第55条第1項第2号から第5号までの各号のいずれかに該当する場合には、寄宿料を免除することができる。この場合において、同条同項第2号、第4号及び第5号中「授業料」とあるのは「寄宿料」と読み替えるものとする。

（寄宿料免除の手続等）

第68条 寄宿料免除の手続等については、第57条及び第58条第1項及び第2項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 9 月 27 日から施行し、改正後の東京大学学部通則第 58 条の 3 第 2 項の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 25 日から施行し、改正後の東京大学学部通則別表の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に入学した者については、改正後の東京大学学部通則第 15 条の 2 及び第 26 条の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 13 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和 2 年度	110	660
令和 3 年度	110	660
令和 4 年度	110	660
令和 5 年度	110	660
令和 6 年度	110	660
令和 7 年度	110	660
令和 8 年度	110	660
令和 9 年度	108	658
令和 10 年度	108	656
令和 11 年度	108	654
令和 12 年度	108	652
令和 13 年度	108	650

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条第 2 項関係）

学部名	学科・課程名	入学 定員	収容 定員
法学部	第 1 類(法学総合コース)	394	1,576
	第 2 類(法律プロフェッ ション・コース)		
	第 3 類(政治コース)		
	計	394	1,576
医学部	医学科	108	648
	健康総合科学科	28	112
	計	136	760
工学部	社会基盤学科	43	172
	建築学科	60	240
	都市工学科	50	200
	機械工学科	85	340
	機械情報工学科	40	160
	航空宇宙工学科	52	208
	精密工学科	45	180
	電子情報工学科	56	224
	電気電子工学科	66	264
	物理工学科	50	200
	計数工学科	55	220
	マテリアル工学科	75	300
	応用化学科	55	220
	化学システム工学科	50	200
	化学生命工学科	50	200
	システム創成学科	116	464
	計	948(10)	3,812
文学部	人文学科	297(10)	1,208
	計	297(10)	1,208
理学部	数学科	44	176
	情報科学科	24	96
	物理学科	69	276
	天文学科	5	20
	地球惑星物理学科	32	128
	地球惑星環境学科	19	76
	化学科	44	176
	生物化学科	15	60
	生物学科	18	72
	生物情報科学科	10	40
	計	280	1,120
農学部	応用生命科学課程	128	512
	環境資源科学課程	92	368
	獣医学課程	30	180
	計	250	1,060
経済学部	経済学科	165	660
	経営学科	100	400
	金融学科	63	252
	計	328	1,312
教養学部	教養学科	79	316
	学際科学科	25	100
	統合自然科学科	50	200
	計	154	616
教育学部	総合教育科学科	94	376
	計	94	376
薬学部	薬科学科	72	288
	薬学科	8	48
	計	80	336
価値創造 学部	価値創造学科	100	400
	計	100	400
総計		3,061(20)	12,576

備考

- 1 入学定員の（ ）内の数字は 3 年次編入学定員を示し、外数。
- 2 入学定員を表示していない学科は、改組等の経過措置により学生が在籍している学科。

東京大学学部通則（案） 新旧対照表

現 行	変 更 案
(略) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第85条の規定及び東京大学基本組織規則に基づき設置される本学の学部は、次のとおりである。 (略) 薬学部 (略) 第1条の2 学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部規則に定めるものとする。 (略) 第2条 修業年限は、4年とし、前期課程2年は教養学部において、後期課程2年は各学部において教育を行う。ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の修業年限は、4年とする。 2 前項の規定にかかわらず、学部長は、別に定めるところにより、学生が障害により前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、前期課程及び後期課程のそれぞれにおいて、その計画的な履修を認めることができる。ただし、その期間は、次条第1項に定める各課程における在学年限を超えることができない。	(略) 第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第85条の規定及び東京大学基本組織規則に基づき設置される本学の学部は、次のとおりである。 (略) 薬学部 <u>価値創造学部</u> (略) 第1条の2 学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部規則に定めるものとする。 <u>第1条の3 本学に前期課程及び後期課程を設け、前期課程は教養学部において、後期課程は各学部（価値創造学部を除く。）において教育を行う。</u> <u>2 本学に前期課程、後期課程の別を設けない課程（以下、「一貫課程」という。）を設け、一貫課程は価値創造学部において教育を行う。</u> 第2条 修業年限は、<u>前期課程2年、後期課程2年の計4年とする。</u>ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の修業年限は<u>4年とし、計6年とする。一貫課程の修業年限は、4年とする。</u> 2 前項の規定にかかわらず、学部長は、別に定めるところにより、学生が障害により前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、前期課程及び後期課程<u>並びに一貫課程</u>のそれぞれにおいて、その計画的な履修を認めることができる。ただし、その期間は、次条第1項に定める各課程における在学年限を超えることができない。 第3条 在学年限は、前期課程及び後期課程各4年とし、<u>一貫課程は7年とする。</u>ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の在学年限は、8年とする。

現 行	変 更 案
第3条 在学年限は、前期課程及び後期課程各4年とする。ただし、後期課程のうち医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の在学年限は、8年とする。 2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。 (略) 第7条 前期課程に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。 (略) 第8条 前期課程に入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。 (略) 第12条 前期課程に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書を提出しなければならない。 (略) 第14条の3 学部長は、学生が留学の期間において修得した授業科目及び単位数については、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えない範囲で、本学における相当する授業科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。 (略) 第14条の5 第14条の2の規定にかかわらず、学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えないものとする。	2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。 <u>3 第1項の規定にかかわらず、価値創造学部においては、同一年次において在学することのできる年限を別に定める。</u> (略) 第7条 前期課程及び一貫課程に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。 (略) 第8条 前期課程<u>及び一貫課程</u>に入学を志願する者に対しては、入学試験を行う。 (略) 第12条 前期課程<u>及び一貫課程</u>に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書を提出しなければならない。 (略) 第14条の3 学部長は、学生が留学の期間において修得した授業科目及び単位数については、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位、<u>一貫課程においては14単位</u>を超えない範囲で、本学における相当する授業科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。 (略) 第14条の5 第14条の2の規定にかかわらず、学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学において授業科目を履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位、<u>一貫課程においては14単位</u>を超えないものとする。 (略) 第15条の3 前期課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、教養学部長は、学生が年間又は学

現 行	変 更 案
(略) 第15条の3 前期課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、教養学部長は、学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。 2 後期課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学部長は、教育上必要があると認める場合には、学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。 (略) 第15条の5 学生が、国内の他の大学の教育課程において授業科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、聴講させること（以下「特別聴講」という。）ができる。 2 前項に規定する特別聴講により履修し修得した単位については、第14条の3及び第14条の5第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えない範囲で、これを本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 (略) 第16条の2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国で履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3、第14条の5第1項及び第15条の5第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位を超えないものとする。 (略) 第20条 休学期間は、前期課程及び後期課程を通じて4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、農学部獣医学課程	期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。 2 後期課程及び一貫課程において、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学部長は、教育上必要があると認める場合には、学生が年間又は学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。 (略) 第15条の5 学生が、国内の他の大学の教育課程において授業科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、聴講させること（以下「特別聴講」という。）ができる。 2 前項に規定する特別聴講により履修し修得した単位については、第14条の3及び第14条の5第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、前期課程においては10単位、後期課程においては30単位、<u>一貫課程においては14単位</u>を超えない範囲で、これを本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 (略) 第16条の2 学部長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国で履修し取得した単位を、本学における相当する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の3、第14条の5第1項及び第15条の5第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて前期課程においては10単位、後期課程においては30単位、<u>一貫課程においては14単位</u>を超えないものとする。 (略) 第20条 休学期間は、前期課程及び後期課程を通じて、<u>並びに一貫課程において、それぞれ4年</u>を超えることができない。ただし、医学部医学科、農学部獣医学課程及び薬学部薬学科の学生の休学期間は、6年を超えることができない。 (略)

現 行	変 更 案
及び薬学部薬学科の学生の休学期間は、6年を超えることができない。 (略) 第44条 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものは、選考のうえ、学生として前期課程に入学を許可することができる。 <	

現 行				変 更 案				
	化学システム工学科	50	200	文学部	人文学科	297(10)	1,208	
	化学生命工学科	50	200		計	297(10)	1,208	
	システム創成学科	116	464	理学部	数学科	44	176	
	計	938(10)	3,772		情報科学科	24	96	
			物理学科		69	276		
			天文学科		5	20		
			地球惑星物理学科		32	128		
			地球惑星環境学科		19	76		
			化学科		44	176		
			生物化学科		15	60		
			生物学科		18	72		
			生物情報科学科		10	40		
文学部	人文学科	350(10)	1,420	農学部	計	280	1,120	
	計	350(10)	1,420		応用生命科学課程	128	512	
理学部	数学科	44	176		環境資源科学課程	92	368	
	情報科学科	24	96		獣医学課程	30	180	
	物理学科	69	276		計	250	1,060	
	天文学科	5	20		経済学部	経済学科	165	660
	地球惑星物理学科	32	128			経営学科	100	400
	地球惑星環境学科	19	76			金融学科	63	252
	化学科	44	176			計	328	1,312
	生物化学科	15	60		教養学部	教養学科	79	316
	生物学科	18	72	学際科学科		25	100	
	生物情報科学科	10	40	統合自然科学科		50	200	
計	280	1,120	計	154		616		
農学部	応用生命科学課程	152	608	教育学部	総合教育科学科	94	376	
	環境資源科学課程	108	432		計	94	376	
	獣医学課程	30	180	薬学部	薬科学科	72	288	
	計	290	1,220		薬学科	8	48	
経済学部	経済学科	170	680	計	80	336		
	経営学科	100	400	価値創造学部	価値創造学科	100	400	
	金融学科	70	280		計	100	400	
	計	340	1,360	総計	3,061(20)		12,576	
教養学部	教養学科	65	260					
	学際科学科	25	100					
	統合自然科学科	50	200					
	計	140	560					
教育学部	総合教育科学科	95	380					
	計	95	380					
薬学部	薬科学科	72	288					
	薬学科	8	48					
	計	80	336					
総計		3,061(20)	12,576					

東京大学学部通則 変更の事由及び変更点の概要

1. 変更の事由

- (1) 価値創造学部の設置に伴う変更
- (2) 価値創造学部の設置に伴う既存8学部（下記）の入学定員ならびに収容定員の変更
 - ・法学部 ・医学部 ・工学部 ・文学部 ・農学部 ・経済学部
 - ・教養学部 ・教育学部

2. 変更点

- (1) 本学の学部として価値創造学部を追加する。
- (2) 既存の8学部の入学定員および収容定員を変更する。
- (3) 価値創造学部の入学定員および収容定員を追加する。
- (4) 従前の学部通則では、本学の学部が「前期課程」と「後期課程」に分かれていることを前提としていたため、前期課程、後期課程の別を設けない課程を「一貫課程」として位置付ける。
- (5) 上記(4)に関連し、従前は「前期課程」と「後期課程」に分けて規定されていた規則について、「一貫課程」にかかる規定を追加する。

東京大学基本組織規則（案）

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第1号

沿革

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 役員及び教職員

第1節 役員（第4条—第8条）

第2節 教職員（第9条—第11条）

第3節 副学長等（第12条—第15条）

第3章 全学組織

第1節 プレジデントオフィス、プロボストオフィス及びCFOオフィス
（第16条—第17条の2）

第2節 本部事務組織及び室並びに全学委員会（第18条・第19条）

第3節 附属図書館（第20条）

第4節 文書館（第20条の2）

第5節 学内共同教育研究施設（第21条）

第6節 国際高等研究所（第21条の2）

第7節 学際融合研究施設（第21条の3）

第8節 全国共同利用施設（第21条の4）

第9節 その他の組織（第21条の5）

第10節 総長等と部局長等との会議（第22条）

第4章 教育研究部局

第1節 学部（第23条—第27条）

第2節 大学院組織

第1款 研究科（第28条—第33条）

第2款 研究科以外の大学院組織（第34条—第39条）

第3節 附置研究所（第40条—第43条）

第4節 教育研究部局附属の教育研究施設（第44条）

第5章 教育研究部局等の事務組織（第45条）

第6章 補則（第46条・第47条）

附則

第1章 総則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）並びにその設置する東京大学並びに附属学校及び附属病院の組織に関し、基本となる事項を定める。

（組織の原則）

第2条 大学法人及びその設置する東京大学（附属学校及び附属病院を含む。本条において以下同じ。）の組織は、東京大学が、東京大学憲章に則り、国民から付託された大学の自治に基づいて、総長の統括と責任の下に、国民の付託に伴う責務を自律的に果たし自らの使命と課題を達成することができるように、構成され、運用されなければならない。

2 大学法人及びその設置する東京大学の組織は、この規則に定める全学組織と教育研究部局とで構成される。教育研究部局は、総長から任命された長の統括の下に、東京大学憲章に則り、教育研究の活動を自らの発意と責任において実施し、総合大学としての東京大学の教育研究の発展に寄与する。

3 東京大学の教職員は、東京大学憲章に則り、その役割と活動領域に応じて、東京大学の運営への参画の機会を有する。

4 大学法人及びその設置する東京大学の組織の構成並びにその機関の権限の行使は、大学教員の学問の自由を侵すものであってはならない。

（附属学校及び附属病院）

第3条 法人法及びそれに基づく文部科学省令の定めるところにより、東京大学教育学部に附属させて、東京大学教育学部附属中等教育学校を置く。

2 東京大学医学部に附属させて、東京大学医学部附属病院を置く。

3 東京大学医科学研究所に附属させて、東京大学医科学研究所附属病院を置く。

4 前3項の学校及び病院の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に定めるところによる。

第2章 役員及び教職員

第1節 役員

（役員）

第4条 大学法人に、法人法の定めるところにより、役員として、その長である総長、9名以内（1名以上の非常勤の理事（その任命の際現に大学法人の役員又は教職員でない者（以下「学外者」という。）に限る。）を置く場合にあっては、10名以内）の理事及び2名の監事を置く。

2 前項の理事のうち、2名以上（学外者が総長に任命されている場合は1名以上）は学外者とする。

3 監事のうち1名以上は、常勤とする。

(総長)

第5条 総長は、大学法人を代表し、その業務を総理するとともに、学校教育法の定めるところにより、大学法人が設置する東京大学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 総長は、大学法人の経営又は東京大学の教育研究に関する重要事項について決定しようとするときは、法人法の定めるところにより、それぞれ経営協議会又は教育研究評議会による審議を経なければならない。経営協議会及び教育研究評議会に関し、その組織等必要な事項は、別に規則で定める。

3 総長は、前項のほか、法人法の定めるところにより、運営方針会議に運営方針事項に関する議題の提出を行うとともに、運営方針会議が大学法人の運営についての監督を行うために必要な報告その他の措置を講じなければならない。運営方針会議に関し、その組織等必要な事項は、別に規則で定める。

4 総長の選考は、法人法の定めるところにより、総長選考・監察会議が行う。総長選考・監察会議の組織及び権限は、別に規則で定める。その他総長選考・監察会議の議事の手続等必要な事項は、議長が総長選考・監察会議に諮って定める。

5 総長の任期については、法人法の規定に従って別に規則で定めるところによる。

(理事)

第6条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して大学法人の業務を掌理する。

2 総長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ総長の指名する理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 理事は、法人法の定めるところにより、総長が任期を定めて任命する。

4 理事は、東京大学の副学長又は教授を兼ねることができる。ただし、その副学長又は教授の職務に関しては、理事の職責に支障のない限りでこれを行うものとする。

(プロボスト)

第6条の2 総長が指名する理事は、東京大学の教育研究に係る企画、戦略及び運営並びにそれらに必要な学内資源の管理及び配分を統括する。

2 前項の理事を、プロボストと称する。

3 総長は、プロボストを指名し、又は指名を解除しようとするときは、あらかじめ教育研究評議会の承認を得るものとする。

(CFO)

第6条の3 総長が指名する理事は、大学法人の財務及び会計に係る企画及び戦略並びに財務状況管理を統括する。

2 前項の理事を、CFO と称する。

(役員会)

第7条 総長は、全学又は部局に関する重要な規則の制定改廃その他の重要事項について

決定しようとするときは、法人法の定めるところにより、総長及び理事で構成する役員会の議を経なければならない。

2 総長は、前項の場合のほか、必要に応じて役員会を開催するものとする。

3 役員会に関しその議事の手続等必要な事項は、役員会において定める。

(監事)

第8条 監事は、大学法人の業務を監査し、その他法人法の定める職務を行う。

第2節 教職員

(東京大学の教職員)

第9条 東京大学に、教員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とし、学校教育法の定めるところにより、それぞれの職務を行う。

3 第1項に定める教職員のほか、東京大学に、必要に応じ、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教（以下「特任教員」という。）を置く。

4 第1項及び前項の教職員は、総長が任命する。

5 教授、准教授及び講師の任命は、教授会の議を経て行う。

6 第3項の特任教員の選考及び任命は、一般の教員に準じて行うことを原則とする。

(東京大学附属の学校及び病院の教職員)

第10条 東京大学教育学部附属中等教育学校に、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

2 東京大学医学部附属病院に、病院長、教員、医療職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

3 東京大学医科学研究所附属病院に、病院長、教員、医療職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

4 前3項の教職員は、総長が任命する。

(教職員の就業に関する定め)

第11条 前2条の教職員の就業については、別に定めるところによる。

2 大学法人の役員が東京大学の教員を兼ねる場合における教員としての就業については、その性質に反しない限り、一般の教員の例による。ただし、特別の定めがあるときはそれに従う。

第3節 副学長等

(副学長)

第12条 東京大学に、学校教育法の定めるところにより副学長若干名を置く。副学長は、総長の定めるところにより、総長を補佐して東京大学の校務を掌理し、又は命を受けて東京大学の校務をつかさどる。

2 副学長は、総長が、東京大学の教授のうちから任命する。

3 副学長の任期については、総長が別に定めるところによる。その任期の末日は、当該

副学長を任命する総長の任期の末日を越えないものとする。

(執行役)

第13条 東京大学に、執行役若干名を置く。執行役は、総長の命を受け、理事を補佐して特定の事項に関する専門的な大学法人業務を掌理し、必要に応じて理事、副学長との適切な連携を図る。

2 執行役は、総長がその職務分担を定めた上で任命する。

3 執行役の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。

(副理事)

第14条 東京大学に、副理事若干名を置く。

2 副理事は、総長の定めるところにより、総長、理事、副学長及び執行役の職責遂行を助ける。

3 副理事は、総長が、任期を定めて任命する。

(総長補佐及び総長特任補佐)

第15条 東京大学に、総長補佐若干名を置く。

2 東京大学に、総長特任補佐若干名を置くことができる。

3 総長補佐及び総長特任補佐は、総長の定めるところにより、総長、理事、副学長及び執行役の職責遂行を助ける。

4 総長補佐及び総長特任補佐は、総長が、東京大学の教授又は准教授のうちから任期を定めて任命する。

第3章 全学組織

第1節 プレジデントオフィス、プロボストオフィス及びCFOオフィス

(プレジデントオフィス)

第16条 総長の職責遂行を助けるため、東京大学の本部の組織として、プレジデントオフィスを置く。

2 プレジデントオフィスは、総長並びに総長が指名する理事及び教職員をもって構成する。

3 プレジデントオフィスの下には、必要な室又は委員会を置くことができる。

(プロボストオフィス)

第17条 第6条の2に規定するプロボストの職務遂行を助けるため、東京大学の本部の組織として、プロボストオフィスを置く。

2 プロボストオフィスに、学術経営本部を置く。学術経営本部に関し必要な事項は、別に規則で定める。

3 前項に定めるもののほか、プロボストオフィスの下には、必要な室又は委員会を置くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、プロボストオフィスの組織その他必要な事項は、別に規

則で定める。

(CFO オフィス)

第17条の2 第6条の3に規定するCFOの職務遂行を助けるため、東京大学の本部の組織として、CFO オフィスを置く。

- 2 前項に定めるもののほか、CFO オフィスの組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第2節 本部事務組織及び室並びに全学委員会

(本部事務組織及び室)

第18条 大学法人及び東京大学の業務のうち、第4章に規定する教育研究部局の業務及び本章第3節から第9節までに規定する組織の業務（別に定めるものを除く。）に属さないもの（以下「本部業務」という。）を分掌させるため、東京大学の本部の組織として、本部事務組織及び必要な室を置く。本部事務組織及び室は、総長、理事、副学長又は執行役の統括のもとにその任務を行う。

- 2 前項の本部事務組織に必要な課を置く。課に課長を置き、理事を補佐し1又は2以上の課を統括させるために部長を置く。
- 3 室には、室長を置くことができる。
- 4 課及び室の設置及び任務その他必要な事項は、別に定める。

(全学委員会)

第19条 本部業務に関し必要があるときは、東京大学の本部の組織として、委員会を置くことができる。委員会は、総長、理事、副学長又は執行役の統括のもとにその任務を行う。

- 2 委員会の設置及び任務その他必要な事項は、別に定める。

第3節 附属図書館

(附属図書館)

第20条 東京大学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に館長を置く。館長は、総長が任命する。その選考については、別に規則で定めるところによる。
- 3 前項に定めるもののほか、附属図書館の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

第4節 文書館

(文書館)

第20条の2 東京大学に、文書館を置く。

- 2 文書館に館長を置く。館長は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、文書館の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

第5節 学内共同教育研究施設

(学内共同教育研究施設)

第21条 東京大学に、本学における教員その他の者が教育又は研究のために共用する施設として、別表第1に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

- 2 学内共同教育研究施設の長は、総長が任命する。
- 3 学内共同教育研究施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 学内共同教育研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各学内共同教育研究施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第6節 国際高等研究所

(国際高等研究所)

第21条の2 東京大学に、全学における学術の卓越性の向上及び研究環境の国際化を推進する組織として、国際高等研究所を置く。

- 2 国際高等研究所に所長を置く。所長は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 国際高等研究所に、別に規則で定めるところにより、研究機構を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか、国際高等研究所の組織に関しては、別に規則で定めるところによる。

第7節 学際融合研究施設

(学際融合研究施設)

第21条の3 東京大学に、幅広い学問領域を横断する学際的な研究を恒常的に推進する研究施設として、別表第2に掲げる学際融合研究施設を置く。

- 2 学際融合研究施設の長は、総長が任命する。
- 3 学際融合研究施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 学際融合研究施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各学際融合研究施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第8節 全国共同利用施設

(全国共同利用施設)

第21条の4 東京大学に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第143条の3第2項の規定により共同利用・共同研究拠点の認定を受けた全学的な研究施設（教育研究部局において同認定を受けたものを除く。）として、別表第3に掲げる全国共同利用施設を置く。

- 2 全国共同利用施設の長は、総長が任命する。
- 3 全国共同利用施設に、その運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。
- 4 前項の運営委員会は、第9条第5項の適用に関しては、同項にいう教授会とみなす。
- 5 全国共同利用施設の設置及び改廃等の手続に関し必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 前各項に定めるもののほか、各全国共同利用施設の組織等に関しては、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第9節 その他の組織

(連携研究機構)

第21条の5 東京大学に、学の融合による新たな学問分野の創造を促進するため、複数の部局等（この規則に定める教育研究部局及び全学組織をいう。）が、一定期間連携して研究を行う組織（以下「連携研究機構」という。）を置くことができる。

- 2 前項の連携研究機構として置かれるものは、別表第4のとおりである。
- 3 連携研究機構の設置及び運営その他必要な事項は、別に規則で定める。

(国際協創海外研究拠点)

第21条の6 東京大学に、国際的に卓越した研究を行うため、部局等（この規則に定める教育研究部局及び全学組織をいう。）が運営を主導し海外の研究機関と一定期間連携して研究を行う組織（以下「国際協創海外研究拠点」という。）を置くことができる。

- 2 前項の国際協創海外研究拠点として置かれるものは、別表第5のとおりである。
- 3 国際協創海外研究拠点の設置及び運営その他必要な事項は、別に規則で定める。

第10節 総長等と部局長等との会議

(部局長等会議)

第22条 総長は、東京大学の一体的運営を図るため、総長、理事及び副学長と、教育研究部局、附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設又は全国共同利用施設の長との間で、定例の会議を開催するものとする。

第4章 教育研究部局

第1節 学部

(設置)

第23条 東京大学に、次の学部を置く。

法学部 医学部 工学部 文学部 理学部 農学部 経済学部 教養学部 教育学部
薬学部 価値創造学部

- 2 前項の学部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、学科又は課程及び学科目又はそれに代わる組織を置く。
- 3 学部の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、それぞれ関係の大学院組織が協力するものとする。

(教授会)

第24条 学部に、教授会を置く。

2 学部の教授会は、次に掲げる事項について審議し、学部長に対して意見を述べる。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学部の教育研究に関する基本組織、教育課程の編成及び教員の選考に関する事項

3 前項のほか、学部の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた学部の教育研究に関する事項について審議し、及び総長又は学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 この規則に定めるもののほか、学部の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

(学部長)

第25条 学部に、学部長を置く。学部長は、学部に関する校務をつかさどり、学部の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

2 学部長は、当該学部の教授をもって充てる。

3 学部長は、当該学部の教授会の議を経て、総長が任命する。

4 学部長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。

5 学部長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。

(学科長)

第26条 学部の学科には、学科長を置くことができる。学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

2 学科長は、当該学科の教授をもって充てる。

3 学科長の選考に関し必要な事項は、学部において定める。

(学部の組織に関する規則)

第27条 各学部の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第2節 大学院組織

第1款 研究科

(設置)

第28条 東京大学に、次の大学院研究科（以下「研究科」という。）を置く。

人文社会系研究科 教育学研究科 法学政治学研究科

経済学研究科 総合文化研究科 理学系研究科 工学系研究科

農学生命科学研究科 医学系研究科 薬学系研究科

数理科学研究科 新領域創成科学研究科 情報理工学系研究科

2 前項の研究科には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻及び講座又はそれに代わる組織を置く。

3 研究科の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、それぞれ関係の大学院組織、附置研究所等が協力するものとする。

4 研究科の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、大学共同利用機関法人等の協力を受けるものとすることができる。

(教授会)

第29条 研究科に、教授会を置く。

2 研究科の教授会は、特に次条の教育会議の所管に属させられた事項を除き、研究科の教育研究に関する基本組織及び教員の選考に関する事項について審議し、研究科長に対して意見を述べる。

3 前項のほか、研究科の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた研究科の教育研究に関する事項（教育会議の所管に属させられた事項を除く。）について審議し、及び総長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 この規則に定めるもののほか、研究科の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

5 必要がある場合には、別に規則で定めるところにより、専攻に教授会を置くことができる。

6 専攻の教授会に関しては、第2項から第4項までの規定を準用する。

7 専攻の教授会と研究科の教授会との関係について必要な事項は、別に規則で定める。

(研究科の教育会議)

第30条 研究科に、教育会議を置く。

2 教育会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、研究科長に対して意見を述べる。

(1) 学生の入学及び試験に関する事項

(2) 課程の修了に関する事項

(3) 学位論文の審査に関する事項

(4) 教育課程の編成及び授業担当に関する事項

3 前項のほか、教育会議は、この規則又はその他の規則により定められた研究科の教育に関する事項について審議し、及び総長又は研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 各研究科の教育会議の組織に関しては、それぞれ別に規則で定める。

(研究科長及び副研究科長)

第31条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどり、研究科の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

3 研究科長は、教育会議の議を経て学生の課程修了の認定を行う。

4 研究科長は、当該研究科の教授をもって充てる。

5 研究科長は、当該研究科の教授会の議を経て、総長が任命する。

- 6 研究科長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 7 研究科長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。
- 8 研究科には、副研究科長若干名を置くことができる。
- 9 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。
- 10 副研究科長の選考に関し必要な事項は、研究科において定める。

(専攻長)

第32条 研究科の専攻には、専攻長を置くことができる。専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

- 2 専攻長は、当該専攻の教授をもって充てる。
- 3 専攻長の選考に関し必要な事項は、研究科において定める。

(研究科の組織に関する規則)

第33条 各研究科の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第2款 研究科以外の大学院組織

(設置)

第34条 学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東京大学に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部（以下それぞれ「研究部」、「教育部」という。）とする。

- 2 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学研究部を置く。
- 3 第1項の教育部として、学際情報学府及び公共政策学教育部を置く。
- 4 第2項の研究部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻若しくは講座又はそれらに代わる組織を置く。
- 5 第3項の教育部には、それぞれ別に規則で定めるところにより、専攻又はそれに代わる組織を置く。
- 6 情報学環と学際情報学府は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものとする。
- 7 公共政策学研究部と公共政策学教育部は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものとする。
- 8 研究部及び教育部の教育研究の実施に関しては、第28条第3項及び第4項の規定を準用する。

(研究部の教授会)

第35条 研究部に、教授会を置く。

- 2 前項の教授会については、研究科の教授会に関する規定を準用する。

(研究部の部長及び副部長)

第36条 研究部に、部長を置く。

- 2 研究部には、副部長若干名を置くことができる。
- 3 研究部の部長及び副部長については、研究科の研究科長及び副研究科長に関する規定

を準用する。

(教育部の教育会議)

第37条 教育部に、教育会議を置く。

2 前項の教育会議については、研究科の教育会議に関する規定を準用する。

(教育部の部長)

第38条 教育部に、部長を置く。部長は、教育部に関する校務をつかさどる。

2 教育部の部長は、緊密な組織的連関のもとに運営を行う研究部の教授会の議を経て、総長が任命する。

3 前2項に定めるもののほか、教育部の部長に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(研究部及び教育部の組織に関する規則)

第39条 各研究部及び教育部の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

2 第34条から第37条までに定める関係規定の準用に伴う必要な読み替えについては、前項の規則で定める。

第3節 附置研究所

(設置)

第40条 東京大学に、次の附置研究所（以下「研究所」という。）を置く。

医科学研究所 地震研究所 東洋文化研究所 社会科学研究所 生産技術研究所 史料編纂所 定量生命科学研究所 宇宙線研究所 物性研究所 大気海洋研究所 先端科学技術研究センター

2 前項の研究所には、それぞれ別に規則で定めるところにより、研究部門又はそれに代わる組織を置く。

3 研究所は、それぞれ別に規則で定めるところにより、他大学の教員その他の者に研究のため利用させるものとすることができる。

(教授会)

第41条 研究所に、教授会を置く。

2 研究所の教授会は、研究所の研究に関する基本組織及び教員の選考に関する事項について審議し、所長に対して意見を述べる。

3 前項のほか、研究所の教授会は、この規則又はその他の規則により定められた研究所の研究に関する事項について審議し、及び総長又は所長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 この規則に定めるもののほか、研究所の教授会に関し必要な事項は、当該教授会において定める。

(所長及び副所長)

第42条 研究所に、所長を置く。所長は、研究所に関する校務をつかさどり、研究所の教授会を主宰し、所属教職員を統督する。

- 2 所長は、当該研究所の教授をもって充てる。
- 3 所長は、当該研究所の教授会の議を経て、総長が任命する。
- 4 所長の任期については、それぞれ別に規則で定めるところによる。
- 5 所長は、役員会の議を経なければ、その意に反して解任されることはない。
- 6 研究所には、副所長若干名を置くことができる。
- 7 副所長は、所長の職務を助ける。
- 8 副所長の選考に関し必要な事項は、研究所において定める。

(研究所の組織に関するその他の定め)

第43条 各研究所の組織に関しては、この規則に定めるもののほか、それぞれ別に規則で定めるところによる。

第4節 教育研究部局附属の教育研究施設

(教育研究部局附属の教育研究施設)

第44条 各教育研究部局には、別に規則で定めるところにより、教育又は研究のための附属施設を置くことができる。

第5章 教育研究部局等の事務組織

(事務組織)

第45条 各教育研究部局及び附属図書館に、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置く。

- 2 学内共同教育研究施設、学際融合研究施設、全国共同利用施設、国際高等研究所、附属学校及び附属病院には、その事務を行わせるため、別に定めるところにより事務組織を置くことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、必要と認められる場合には、別に定めるところにより、教育研究部局、附属図書館、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設、全国共同利用施設、国際高等研究所、附属学校及び附属病院のうち数個のものの事務を、一の事務組織によって行うものとすることができる。

第6章 補則

(教育研究部局組織の一覧)

第46条 学部学科又は課程及び学科目等(第23条第2項)、研究科又はその他の大学院組織の専攻及び講座等(第28条第2項、第34条第4項及び第5項)、研究所の研究部門等(第40条第2項)並びに教育研究部局附属の教育研究施設(第44条)について、総長は、教育研究部局組織一覧を作成するものとする。

(規則の改廃)

第47条 この規則の改廃は、それぞれの職掌に係る部分についての経営協議会及び教育研究評議会の審議の後、役員会の議決を経て、これを行う。

附 則

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 大学法人の成立の時（以下「基準時」という。）において現に法人法附則別表第1の上欄に掲げる東京大学（以下「旧東京大学」という。）の教職員であって、同法附則第4条の規定により大学法人の教職員となる者（以下「承継教職員」という。）が、基準時以降、大学法人の設置する東京大学、附属学校又は附属病院（以下「新東京大学等」という。）において就くべき職に関しては、他の規則に別段の定めがある場合を除くほか、次の各項に定めるところによる。

- 2 承継教職員は、別の発令がされない限り、旧東京大学において就いていた従前の職に相当する新東京大学等の職（以下「相当職」という。）に就くものとする。
- 3 承継教職員が就くべき相当職が、任命について教授会の議に基づくことその他の特別の手續（以下「特別手續」という。）を要するものである場合において、その者の従前の職への就任が当該特別手續に相当する手續を経て行われたものであるときは、その相当職への就任につきあらためて特別手續を経ることを要しない。
- 4 承継教職員の従前の職及び新たに就くべき相当職がいずれも任期の定めのあるものであるときは、その相当職についてのその者の任期は、従前の職の任期の終了すべき時までとする。

第3条 大学法人の成立前に旧東京大学において一定の者を一定の職に就かせるための手續が行われていたときは、大学法人の成立後は、これを、当該職に相当する新東京大学等の職に就かせるために大学法人において行われたものとみなす。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 東京大学原子力研究総合センター規則（平成16年4月1日制定）及び東京大学原子力研究総合センター運営委員会規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、改正後の第34条第1項の規定は、平成19年12月26日から適用する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 東京大学遺伝子実験施設規則（平成16年4月1日制定）
 - (2) 東京大学遺伝子実験施設運営委員会規則（平成16年4月1日制定）
 - (3) 東京大学国際・産学共同研究センター規則（平成16年4月1日制定）

- (4) 東京大学国際・産学共同研究センター運営委員会規則（平成16年4月1日制定）
- (5) 東京大学高温プラズマ研究センター規則（平成16年4月1日制定）
- (6) 東京大学高温プラズマ研究センター運営委員会規則（平成16年4月1日制定）

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学保健センター規則（平成16年4月1日制定）
- (2) 東京大学保健センター運営委員会規則（平成16年4月1日制定）
- (3) 東京大学保健センター長選考規則（平成17年3月17日制定）

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学海洋研究所規則（平成16年4月1日制定）
- (2) 東京大学海洋研究所協議会規則（平成16年4月1日制定）
- (3) 東京大学海洋研究所研究船共同利用運営委員会規則（平成16年4月1日制定）
- (4) 東京大学海洋研究所研究生規則（平成16年4月1日制定）
- (5) 東京大学留学生センター規則（平成16年4月1日制定）
- (6) 東京大学留学生センター運営委員会規則（平成16年4月1日制定）
- (7) 東京大学留学生センター長選考規則（平成17年11月25日制定）
- (8) 東京大学留学生センター日本語、日本文化・日本事情に関する教育規則（昭和63年3月15日制定）
- (9) 東京大学気候システム研究センター規則（平成16年4月1日制定）
- (10) 東京大学気候システム研究センター運営委員会規則（平成16年4月1日制定）
- (11) 東京大学気候システム研究センター研究協議会規則（平成16年9月30日制定）

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 東京大学インテリジェント・モデリング・ラボラトリー規則（平成16年4月1日制定）及び東京大学インテリジェント・モデリング・ラボラトリー運営委員会規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学駒場オープンラボトリー規則（平成16年4月1日制定）
- (2) 東京大学駒場オープンラボトリー運営委員会規則（平成16年4月1日制定）
- (3) 東京大学医学教育国際協力研究センター規則（平成16年4月1日制定）
- (4) 東京大学医学教育国際協力研究センター運営委員会規則（平成16年4月1日制定）

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年4月26日東大規則第3号）

沿 革 ◇平成31年1月31日東大規則第42号

◇平成31年3月22日東大規則第75号

◇令和元年9月26日東大規則第32号

◇令和3年3月18日東大規則第61号

1 この規則は、平成30年5月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学人工物工学研究センター規則（平成16年4月1日東大規則第99号）

- (2) 東京大学人工物工学研究センター運営委員会規則（平成16年4月1日東大規則第100号）
- (3) 東京大学政策ビジョン研究センター規則（平成25年3月28日東大規則第90号）
- (4) 東京大学政策ビジョン研究センター運営委員会規則（平成25年3月28日東大規則第91号）
- (5) 東京大学政策ビジョン研究センター顧問会規則（平成25年3月28日東大規則第92号）
- (6) 東京大学大規模集積システム設計教育研究センター規則（平成16年4月1日東大規則第128号）
- (7) 東京大学大規模集積システム設計教育研究センター運営委員会規則（平成16年4月1日東大規則第129号）
- (8) 東京大学生物生産工学研究センター規則（平成16年4月1日東大規則第101号）
- (9) 東京大学生物生産工学研究センター運営委員会規則（平成16年4月1日東大規則第102号）
- (10) 東京大学アジア生物資源環境研究センター規則（平成16年4月1日東大規則第103号）
- (11) 東京大学アジア生物資源環境研究センター運営委員会規則（平成16年4月1日東大規則第104号）

附 則 （平成30年6月28日東大規則第6号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則 （平成30年6月28日東大規則第7号）

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 （平成31年1月31日東大規則第41号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月22日東大規則第74号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年１２月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和２年２月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和２年１２月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年２月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年７月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和３年１２月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和８年２月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1（第 2 1 条関係）

学内共同教育研究施設
大学総合教育研究センター
相談支援研究開発センター
アイソトープ総合センター
高大接続研究開発センター
グローバル教育センター
多様性包摂共創センター
グリーントランスフォーメーション戦略推進センター

別表第 2（第 2 1 条の 3 関係）

学際融合研究施設
未来ビジョン研究センター
低温科学研究センター
総合研究博物館
環境安全研究センター
地球環境データコモンズ

別表第 3（第 2 1 条の 4 関係）

全国共同利用施設
情報基盤センター
素粒子物理国際研究センター
空間情報科学研究センター

別表第 4（第 2 1 条の 5 関係）

連携研究機構
マテリアルイノベーション研究センター
次世代知能科学研究センター
生物普遍性連携研究機構
光量子科学連携研究機構

数理・情報教育研究センター
ライフサイエンス連携研究教育拠点
臨床生命医工学連携研究機構
地震火山史料連携研究機構
ヒューマニティーズセンター
次世代ニュートリノ科学・マルチメッセンジャー天文学連携研究機構
ワンヘルス・ワンワールド連携研究機構
感染症連携研究機構
バーチャルリアリティ教育研究センター
微生物科学イノベーション連携研究機構
地域未来社会連携研究機構
モビリティ・イノベーション連携研究機構
国際ミュオグラフィ連携研究機構
価値創造デザイン人材育成研究機構
情報セキュリティ教育研究センター
芸術創造連携研究機構
生命倫理連携研究機構
インクルーシブ工学連携研究機構
宇宙理工学連携研究機構
エドテック連携研究機構
マイクロ・ナノ多機能デバイス連携研究機構
トランススケール量子科学国際連携研究機構
知能社会創造研究センター
海洋アライアンス連携研究機構
構造生命科学連携研究機構
高齢社会総合研究機構
デジタル空間社会連携研究機構
不動産イノベーション研究センター
スポーツ先端科学連携研究機構
災害・復興知連携研究機構

放射線科学連携研究機構
学際融合マイクロシステム国際連携研究機構
心の多様性と適応の連携研究機構
次世代サイバーインフラ連携研究機構
次世代都市国際連携研究機構
統合ゲノム医科学情報連携研究機構
エネルギー総合学連携研究機構
シンクロトロン放射光連携研究機構
気候と社会連携研究機構
未来戦略ライフサイクルアセスメント連携研究機構
浮体式洋上風力エネルギーと関連技術国際連携研究機構
宇宙資源連携研究機構

別表第 5（第 21 条の 6 関係）

国際協創海外研究拠点
UTokyo-KI LINK Lab

沿革

東京大学基本組織規則

体系情報

□第1篇 組織及び運営

▽第1章 基本組織、経営協議会及び教育研究評議会

沿革情報

◆平成16年04月01日 役員会議決

◇平成17年03月17日

◇平成18年11月30日

◇平成19年06月21日

◇平成20年03月25日

◇平成21年03月26日

◇平成22年03月25日

◇平成22年11月25日

◇平成23年03月28日

◇平成24年03月29日

◇平成25年03月28日

◇平成27年01月29日

◇平成28年03月23日

◇平成28年06月23日

◇平成28年09月29日

◇平成28年11月24日

◇平成29年01月30日

◇平成29年03月30日

◇平成29年06月29日

◇平成29年09月28日

◇平成30年01月29日

◇平成30年03月20日

◇平成30年04月26日

◇平成30年06月28日

◇平成30年11月29日

◇平成31年01月31日
◇平成31年03月22日
◇平成31年04月25日
◇令和 元年09月26日
◇令和 元年11月28日
◇令和02年01月30日
◇令和02年03月26日
◇令和02年11月26日
◇令和03年01月21日
◇令和03年03月25日
◇令和03年06月24日
◇令和03年11月25日
◇令和04年03月24日
◇令和04年06月30日
◇令和05年03月23日
◇令和05年09月21日
◇令和06年03月21日
◇令和06年09月26日
◇令和07年03月27日
◇令和07年09月25日
◇令和08年01月29日
◇令和08年03月19日

東京大学価値創造学部組織規則（案）

令和 年 月 日
役員会議決
東大規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めのあるもののほか、東京大学価値創造学部（以下「学部」という。）の組織に関し必要な事項について定める。

（学科及び学科目）

第2条 学部に、次に掲げる学科及び学科目を置く。

価値創造学科 価値創造

（学部長）

第3条 学部に、学部長を置く。学部長は、学部に関する校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

2 学部長の任期は3年とし、1回に限り再任を認める。ただし、再任の場合の任期は、2年とする。

3 前2項のほか、学部長に関し必要な事項については、別に定める。

（副学部長）

第4条 学部に、副学部長を置くことができる。副学部長は学部長の職務を助ける。

2 前項のほか、副学部長に関し必要な事項については、別に定める。

（教授会）

第5条 学部に、学部教授会を置く。

2 教授会は、学部の教育研究に関する重要事項について審議し、及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。

3 教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

（教育会議）

第6条 学部に、教育会議を置く。

2 教育会議は、教授会の審議事項を除き、学部の教育に関する重要事項について審議する。

3 教育会議の組織その他必要な事項については、別に定める。

（運営会議）

第7条 学部長のもとに、運営会議を置く。

2 運営会議は、教授会及び教育会議の審議事項を除き、学部の教育研究に関する重要事項について審議する。

3 運営会議の組織その他必要な事項については、別に定める。

（事務組織）

第8条 学部の事務を処理するための組織については、別に定める。

（細則への委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。